

銚子市体育館使用料（令和元年10月～）

（単位：円）

名称	区 分		単 位	使用料 （市内）	使用料 （市外）	
体育館使用料	入場料その他 これに類する 金銭を徴収す る場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	午前	11,000	16,500	
			午後	13,200	19,800	
			夜間	16,500	24,750	
			1日	36,630	54,945	
		興行その他類似の事業に使用する 場合	午前	55,000	82,500	
			午後	77,000	115,500	
			夜間	110,000	165,000	
			1日	217,800	326,700	
		その他催物に使用する 場合	午前	27,500	41,250	
			午後	44,000	66,000	
			夜間	60,500	90,750	
			1日	118,800	178,200	
	入場料その他 これに類する 金銭を徴収し ない場合	アマチュア スポーツに 使用する 場合	小学校児童又は 中学校及び 高等学校生徒	午前	1,650	2,475
				午後	2,420	3,630
				夜間	3,300	4,950
				1日	6,630	9,945
		その他	午前	3,300	4,950	
			午後	4,950	7,425	
			夜間	6,600	9,900	
			1日	13,360	20,040	
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		午前	16,500	24,750		
		午後	22,000	33,000		
		夜間	33,000	49,500		
		1日	64,350	96,525		
シャワー			1人1回につき	110	110	
<p>（摘要）</p> <p>1 単位使用時間は、午前は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時まで、1日は午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 使用時間が、規定時間以上に延長したときの料金は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該規定使用料の額の3割増とする。</p> <p>3 特設照明設備を使用するとき（一般公開日において個人が使用する場合を除く。）は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき770円を徴収する。</p> <p>4 本市の住民でない者が使用するとき（シャワーを使用する場合又は一般公開日において個人が使用する場合を除く。）の料金は、当該規定使用料の額の5割増とする。</p>						